

京都市告示第305号

土壤汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和4年8月15日

京都市長 門 川 大 作

1 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市南区吉祥院新田参ノ段町 1番の一部、2番1の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

(3) 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第6の1の項の中欄に定める「地下水の水質の測定」

2 土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市南区吉祥院新田参ノ段町 1番の一部、2番1の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

(3) 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)

京都市告示第558号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、令和4年8月15日付け京都市告示第305号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、同法第6条第4項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

令和4年12月27日

京都市長 門 川 大 作

1 土地の所在地

京都市南区吉祥院新田参ノ段町 1 番の一部、2 番 1 の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（掘削除去）

（環境政策局環境企画部環境指導課）

京都市告示第519号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、令和4年8月15日付け京都市告示第305号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、同法第6条第4項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

令和6年1月10日

京都市長 門 川 大 作

1 土地の所在地

京都市南区吉祥院新田参ノ段町 1 番の一部、2 番 1 の一部

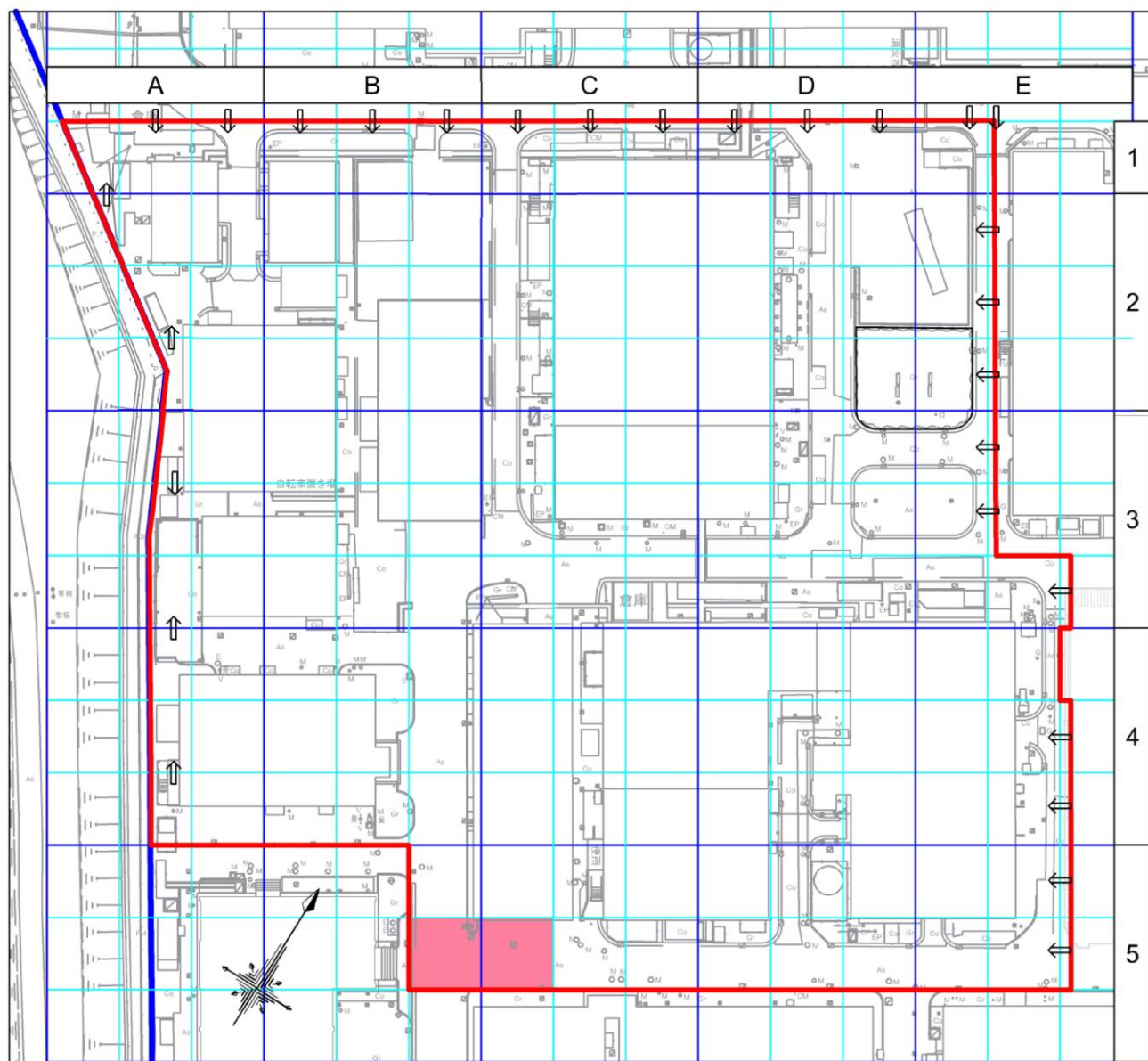
2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（掘削除去）

（環境政策局環境企画部環境指導課）

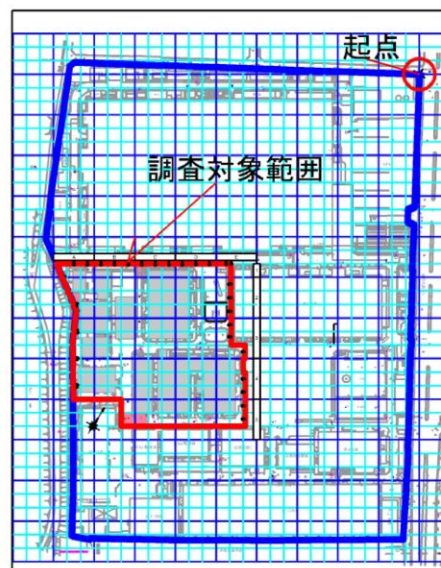
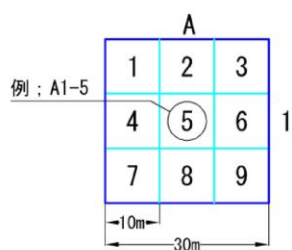
要措置区域 (六価クロム化合物 土壤溶出量基準超過)



凡例

- : 対象地境界
- : 調査対象範囲
- : 30m格子
- : 単位区画線
- ⇒ : 区画統合
- : 要措置区域
(土壤溶出量基準超過)

単位区画凡例



敷地全体図